

## G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ

### I. 共同行動：気候変動、エネルギー及び環境の課題をともに解決へ

7. **土地利用、土地利用変化及び林業**：森林減少を含む土地利用の転換、農業による生息地の喪失、持続不可能な農業慣行は、生物多様性の損失、土地劣化、気候変動、水不足の増加及び汚染の主な要因である。したがって、土地利用、土地利用変化及び林業に関する生物多様性に配慮したネイチャーポジティブな政策を、リオ3条約やパリ協定の目標、気候変動と生物多様性の両方の目標を達成するために緊急に必要なポスト 2020 生物多様性枠組に合致させることが極めて重要である。我々は、炭素貯留に関する G7 農業大臣の議論を歓迎する。我々は、SDG15.3 に沿った、土地劣化中立達成への我々のコミットメントを再確認する。我々は、アビジャンにおける国連砂漠化対処条約第 15 回締約国会議（2022 年 5 月 9–20 日）の成果を歓迎し、その決定を実施するために他の締約国と協力することを期待する。地球土壌パートナーシップによる作業と、森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言、G7 2030 年自然協約及び 2030 年までに森林の消失、森林減少及び土地劣化を阻止し反転させるという集团的コミットメントに基づき、我々は、陸域生態系、特に森林を保護、保全、回復させるとともに、持続可能な形で管理し及び利用するための野心的な国家目標及び戦略の確立、並びにこれらの目標の監視及び報告を行うことにコミットする。我々は、自然の炭素貯留を強化し、農業、林業及びその他の土地利用部門における排出を削減することにコミットするとともに、改善された監視と排出集約型材料を持続的に生産される排出削減型材料又は気候中立かつネイチャーポジティブな材料に代替する努力を支持し、持続可能な土地管理を実施することにより、生物多様性を保全し保護することにコミットする。さらに、我々は、気候変動、生物多様性損失及び汚染という複数の課題に対処する一連の解決策を更に拡大し、食料安全保障を強化し、ワンヘルスアプローチに貢献するために、気候スマートかつネイチャーポジティブな農業イノベーションに対する投資の重要性を強調し、追加的投資の活性化における気候のための農業イノベーションミッションのようなイニシアティブの努力に留意する。

## II. 環境

### (5) 我々のサプライチェーンを通じた環境的な持続可能性の実施

46. 農業の拡大は、世界の森林減少の約 90%の原動力であり、土地の劣化に大きな影響を及ぼしている。多くの農産物は国際的に取引されている。したがって、我々は、「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」における 2030 年までに森林の消失と土地の劣化を阻止し回復させるという我々の共同コミットメントを達成するために、貿易と農業生産を森林減少・劣化から切り離す持続可能なサプライチェーンへの移行を加速させる。我々は、森林減少に対処するための根本的な課題についての理解を共有し、それを克服するための補完的なアプローチを開発し、それによって協同行動を通じて取引費用を削減するために作業する必要性を認識する。一貫性を持たせるために、OECD やその他の団体による責任ある企業行動に関する既存の権威ある基準やガイドラインに注目することが基本となるべきである。消費国として、我々は、強力な需要側の措置、ガバナンス及び透明性の強化、並びに産業界と生産国がサプライチェーンの持続可能性を高めるための能力強化等を通じて、責任を負うことを決意する。我々は、適切であれば、森林減少・劣化のリスクに関連する商品に対するデュー・ディリジェンスの要件の導入を含む規制の枠組み又は政策を策定し、2023 年末までに進捗をレビューする。我々は、ドイツ議長国による作業に留意し、更なる分析とガイダンスを提供するよう OECD に委託する議長国のイニシアティブを歓迎する。さらに、アプローチの一貫性を高める機会を探るため、我々は、パートナー、とりわけ生産国や他の消費国、先住民、民間セクター、非政府組織、学术界、関連国際機関、地域社会と協働していく。この文脈で、我々は、特に「森林・農業・コモディティ貿易 (FACT) 対話」等、国連機関等による関連行動への参加と支援を継続し、国際熱帯木材機関 (ITTO) による作業を含め、持続可能な森林経営及び持続可能な方法で生産された木材・木材製品を促進していく。